

## 公判への職員の傍聴の呼びかけと今後の対応について

本事案について、今後、第三者の客観的な視点を取り入れるため、複数の弁護士を入れた検証チームにより、組織的な動員要請に至った経緯などについて、6月中を目途に検証し、その結果を踏まえ、しかるべき対応を行います。

### 1 傍聴呼びかけと動員の概要

きっかけとなる要請	被害者側から、今後の学校生活等についての相談の中で、 <u>令和元年4月被害者側の支援団体からの公判傍聴への要請文を受領し、要請に応じる。</u> (別紙1参照)
公判傍聴の呼びかけ	方面別学校教育事務所から <u>事務所長名の文書で応援依頼</u> し、事務局他部署に傍聴を呼びかけ。(別紙2参照)
回数と人数	・現在判明している公判傍聴の呼びかけは、令和元年及び令和5年・6年に行われた公判計4案件。 令和元年に3回、令和5年12月に1回、令和6年1月に2回、2月に1回、3月に3回、4月に1回の計11回 ・延べ約500人(1回あたり最大50人)に呼びかけ。 ➡ 現時点で、実際に裁判所に行ったことを確認した人数は延べ400人程度

### 2 公表後の対応経過

5月7日～20日	事実関係の確認、今後対応を協議
5月20日	今後実施しないことを関係部署に通知
5月21日	事案について記者発表
5月27日	第三者による検証の実施について記者発表

### 3 検証について

6月中を目途に次の検証を行います。

#### (1) 複数の弁護士を入れた法的検証

複数の弁護士からなる「検証チーム」により、以下の内容の検証を行います。

- ・組織的な動員要請に至った経緯の検証
- ・法令遵守の立場から見た、公判傍聴への組織的な対応に関する法的な課題
- ・動員による「公判傍聴」と「出張旅費支出」における公務の位置づけの可否

#### (2) 類似案件の調査

現時点では、類似案件は確認されておりませんが、改めて、教育委員会の関係部署の出張命令書を総点検し、当該4事例のほか、類似の事例がないか確認します。

2019年4月21日

各位

特定非営利活動法人  
担当理事

## 5. 傍聴要請と注意事項

今回の傍聴については、被害の実態を知ってほしい、性暴力は犯罪であり、防止に役立ててほしい、という被害者の両親と伴走支援してきた支援者の意向でもあり、性被害傍聴マニアの傍聴を狭めたいという狙いもあります。傍聴に参加された方は、人権研修として位置付けて固有の名前や場所等については二次被害を避けるためにも口外しない、秘匿してくださいようお願いします。

## 1. 傍聴は以下の通りです。

- ①傍聴日：5月 日 ( ) P m ~ 場所：横浜地裁 号法廷
- ②地裁入口で荷物検査あり。傍聴は入れ替え制なので P m 過ぎに行つて 号法廷傍聴室ドアの前の廊下に静かに並ぶ。 P m 過ぎにドアが開いたら入室し、1番前の列から座り、席を埋める。  
裁判官が座る場所・正面を向いて左側が検察官席、右側が被告席だろうから右側2列は被告関係者のために空けておくが、座れなくなったらそこを埋めても構わない。  
傍聴では静かに、メモは取れるが撮影や録音は禁止。
- ③関係者が集団で傍聴に来たとわからないようにした方がいいので、裁判所前での待ち合わせは避けていただき、集合はかけずに法廷に直行すること。  
連れ立って来るとしても2~3人ずつ分かれるようにして、互いに声をかけたりせず、知らないふりをする。裁判後もバラバラに帰る。

## 2. 注意

- この日は第 回公判で、検察官から起訴状の読み上げがあり、加害者の名前は出る。
- 当日、裁判所内外で両親と会っても声をかけない(被害者の親だとわかってしまいますので)。
- 傍聴席や廊下など裁判所内や裁判所近くで被害者名や 学校名などを口に出さないよう気を付ける。
- 傍聴席で何か本件に関する資料を広げて見たりすることは控える(周囲の人が手元を見ている可能性あり)。
- 傍聴中に入退室は自由ですが立見はできない。

令和 6 年 1 月 30 日

関 係 部 長

■部学校教育事務所長

## 裁判の傍聴について（協力依頼）

■部域内学校教職員による不祥事案に係る第■回公判が、令和 6 年 2 月■に予定されております。

当該事案は、児童の人権に関する事案であり、被害児童保護の観点から、部外者による児童の特定を避ける必要があります。

つきましては以下の公判の傍聴について、貴所属職員の動員をお願いします。

ご多忙なところ恐縮ですが、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

## 1 公判の日時・場所

## (1) 日時

・ 令和 6 年 2 月■ 11 時 00 分から（集合は 10 時 15 分）

## (2) 場所

横浜地方裁判所■法廷（約 50 名収容）

## 2 傍聴の応援体制

教育委員会事務局としては、以下のとおり応援体制を設けます。（※）。

- ・ ■部学校教育事務所：15 名
  - ・ 人権教育・児童生徒課：6 名
  - ・ 教職員人事部：8 名
  - ・ 学校教育事務所：各 7 名（うち教育総務課 3 名、指導主事室 4 名 ※所内での調整可）
- ※他の関係者の人数等により傍聴できないケースも想定されますので、予めご了承ください。

## 3 傍聴にあたっての注意事項

- ・ 関係者が集団で傍聴に来たことをわからないようにするため、裁判所前の待ち合わせは避けてください。また裁判所内で、お互いに声かけや挨拶（会釈を含む）などはしないようにお願いします。
- ・ 地裁入口で荷物検査があります。（エックス線、金属探知機）
- ・ 10 時 15 分に■号法廷傍聴室ドアの前の廊下に静かに並んでください。10 時 50 分過ぎにドアが開いたら入室し、1 番前の列から座り、席を埋めてください。
- ・ 公判中は、メモは取れますが撮影や録音は禁止です。
- ・ 傍聴席などの裁判所内や裁判所近くで、被害者名や学校名などの口外は控えてください。
- ・ 傍聴席で本件に関する資料を広げて見たりすることは控えてください。

担当：教育総務課教職員係長 ■

電話：■